

虐待被害等により单身生活を余儀なくされた生活困窮大学生等の支援制度の創設を求める意見書

大学等に進学したのち虐待等の被害を受けたことによりその環境から避難したうえで就学しようとする大学生等の中には生活困窮に陥り、その意思に反して就学を断念せざるを得ない人達が存在する。

本来であればこのような逆境にある子ども・若者へのセーフティネットとして生活保護費が支給されるべきと考えるが、生活保護法に基づく現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）により、原則生活保護は受給できない現状にある。

このように法の規定が壁となり支援が受けられない若者に対してその修学意欲の芽を行政自らが摘んでは決してならない。

よって、国におかれては、児童虐待の被害等で单身生活を余儀なくされた生活困窮大学生等への生活保護費支給に代わる新たな支援制度の早急な創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和4年3月24日

(議決年月日) 令和4年3月24日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣